

# 新型コロナウイルス 支援制度一覧 No.4

国・県・市の制度案内 (2021.7.5現在)

積極的に活用しましょう!



日本共産党鹿児島市議団  
ニュース No.341  
(2021年7月)

〒892-8677  
鹿児島市山下町11-1  
市役所西別館3F  
Tel 099-216-1440  
fax 099-225-5607

困っていること	区分(主体)	事業名	事業内容	問合せ先
ひとり親世帯の方に	給付(国)	子育て世帯生活支援特別給付金	【ひとり親世帯対象】児童1人当たり一律5万円支給。令和3年4月分の児童扶養手当受給世帯には支給済み。しかしまだ支給されていない方は、ご相談の上、申請して下さい。	市こども福祉課 家庭福祉係 ☎216-1260
低所得のひとり親世帯以外の方に			【低所得のひとり親世帯以外対象】令和3年4月分の児童手当・児童扶養手当の支給を受け、令和3年度分の住民税均等割が非課税の方に児童1人当たり5万円支給。申請が不要の世帯には7月16日、指定口座に振り込みます。家計急変等による申請が必要な世帯は、7月15日から専用コールセンターで対応します。	市こども福祉課 児童給付係 ☎216-1261 専用コールセンター ☎216-7001 (7/15~)
とをた● き休疑コ んいロ でがナ 受あに 診り感 し仕染 た事し	給付(市)	国保加入者の被用者に傷病手当金	コロナに感染又は疑いのある人が、休んで4日目から給付。直近3か月の給与収入合計を就労日数で除した金額×(2/3)×休業日数	市国民健康保険課給付係 ☎216-1228
	給付(県)	後期高齢者医療保険の被保険者に傷病手当金	コロナに感染又は疑いのある人が、休んで4日目から給付。直近3か月の給与収入合計を就労日数で除した金額×(2/3)×休業日数	市長寿支援課 ☎216-1268 県後期高齢者医療連合 ☎206-1398
	支援(市)	国民健康保険-被保険者資格証明書の取り扱い	国保の資格証明書は通常10割負担。しかし、コロナ感染の疑いで医療機関を受診した場合、通常の被保険者証として取扱う(2割~3割負担)。	市国民健康保険課納税係 ☎216-1230
困め● つ等コ てとロ いナ るの とき収 入も 少休 なく業 なり失 業・雇 止	貸付(民間)	生活福祉資金 ①緊急小口資金 ②総合支援資金	コロナ禍の下での社会福祉協議会の特例貸付事業。 ①緊急小口資金：貸付上限20万円以内。据置は1年以内、返済は据置経過後2年以内 ②総合支援資金：貸付上限、2人以上月20万円以内、単身月15万円以内、貸付期間は3か月	相談予約専用ダイヤル ☎210-7105 市社会福祉協議会市役所分室 ☎223-0704
	給付(国)	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金	コロナの影響が長期化する中、緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯を対象に、単身世帯6万円、2人世帯8万円、3人以上世帯10万円をひと月ずつ3か月間支給する。約1500世帯の対象に7月中旬に通知が郵送される。	鹿児島市窓口 本庁東別館802会議室 ☎216-6200
	給付(市・国)	生活保護制度	国が定める「最低生活費以下の収入」の場合に生活保護費(生活扶助・教育扶助・住宅扶助・医療扶助・介護扶助等)を給付。憲法25条に基づく国民の権利です。	市保護第一課☎216-1281 *谷山・伊敷・吉野の各支所の相談窓口
困支● つ払コ ていロ いやナ ると住 とき居 影響 がで なく家 賃の	給付(市・国)	住居確保給付金	離職又は休業等により住居を喪失する恐れがある者に家賃相当額を原則3か月から最大9か月支給。支給上限額は、単身31600円、2人世帯38000円、3人以上世帯41100円。公営住宅も可。市から家主の口座に直接支給する。	生活自立支援センター ☎803-9521
	支援(市・県)	離職退去者への公営住宅等の提供	解雇等により住居の退去を余儀なくされる方が再就職が決まるまで、一時的に市営住宅・県営住宅に入居できる。入居期間は、原則1年以内。	【市営住宅】 市住宅課 ☎216-1362 県住宅・建築総合センター ☎808-7502 【県営住宅】 県住宅政策室 ☎286-3735
	支援(市・県)	大学生等への公営住宅等の提供	バイト先の解雇等により住居の退去を余儀なくされる大学生等に、希望する場合、一時的に市営住宅・県営住宅に入居できる。入居後3か月は使用料免除。	
て払共● いい料税 るに金金 と困のや きつ支公	減免(県・市)	市営・県営住宅の家賃減免	条例による家賃減免。コロナの影響による減免のみ、申請した月から減免。(ただし家賃の滞納がある場合は利用不可)	
	猶予(国県市)	税の猶予制度	コロナの影響で税を一時納付できない場合は徴収や換価の猶予できる 国税→鹿児島税務署 ☎255-8111 自動車税関係→☎805-7246 県税ほか→☎805-7242、市税→納税課☎216-1191	
	猶予(市)	水道料金及び下水道使用料の支払い猶予	コロナの影響で水道料金及び下水道料金の支払いが困難な場合、猶予等について相談に応じます。(事業主の申請も可)	水道局 お客様料金センター ☎812-6171
て費で● いの子コ る負どロ と担もナ きにの影 困の教響 つ育	助成(市)	就学援助制度	コロナの影響で今年家計が急変し、大幅な減収が見込まれる市立の小・中学校等に在籍する児童生徒の保護者が対象。申請は各学校へ。	市教育委員会 総務課財務係 ☎227-1922
	減免(市)	児童クラブ保護者負担金の減額	前年の世帯合計所得が600万円以下であり、失業等により1年間の世帯合計所得が住民税非課税世帯の水準となる見込みの場合、児童クラブ保護者負担金を減額。	市こども政策課 放課後児童育成係 ☎216-1259

市民への支援

市民への支援

市民への支援

新規事業

新規事業

困っていること

市民への支援

●料金の支払いに困って社会保険

区分(主体)	事業名	事業内容	問合せ先
猶予減免(市)	国民健康保険税の猶予と減免	コロナの影響で、一時納付が困難な場合猶予が可。前年の事業収入等の3割以上減少が見込まれる場合、減免申請を。前年合計所得300万円以下の場合、全額免除。	市国民健康保険課 ☎216-1230(納税係) ☎216-1229(賦課係)
猶予減免(市県)	後期高齢者保険料の減免と徴収猶予	事業又は業務の休廃止、失業、長期入院等で収入が3割以上減少した場合は、減免、徴収猶予ができます。前年合計所得300万円以下の場合、全額免除。	県後期高齢者医療広域連合 ☎206-1398 市長寿支援課 後期高齢者医療係 ☎216-1268
減免(市県)	後期高齢者医療の一部負担金の減免	世帯主が、事業又は業務の休廃止、失業、長期入院等で収入が著しく減少し、住民税が減免、又は、非課税等で収入が低い場合は一部負担金(窓口自己負担分)を減免	市介護保険課保険料係 ☎216-1279
猶予減免(市)	介護保険料の減免と納付猶予	コロナの影響で、一時納付が困難な場合、徴収を猶予。前年の事業収入等の3割以上減少が見込まれる場合、減免申請を。前年合計所得210万円以下の場合、全額免除。	市国民年金課 ☎216-1224 各支所の国民年金担当係
免除猶予(国)	国民年金保険料免除等の臨時特例	コロナの影響により国民年金保険料の納付が困難な場合は、一定の要件を満たせば、国民年金保険料の納付を免除又は猶予できる。	

事業主への主な支援事業

●休業や営業時間の短縮等で売上げに影響がある

●従業員の休業

●融資

●税金の支払い

給付(市)	タクシー事業者及び自動車運転代行業者支援金事業	6月7日からの時短要請の再延長に伴い影響を受けるタクシー及び運転代行に追加給付を行う。1回目の支援金を受給した方に案内し確認した上で7月中旬に給付。1回目を受給していない方は、7月31日までが申請期間。支援金は1台〜5台までが1台当たり3万円。6台目以降が1台あたり5千円を給付する。	市産業支援課 ☎216-1322
給付(国県市)	新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金事業	県の営業時間短縮の協力要請に応じた飲食店等に対し、協力金を支給する。①5月10日〜5月23日の時短要請分(7月16日までに申請を)。②5月24日〜6月6日の時短要請分(7月30日までに申請を)。③6月7日〜6月20日の時短要請分(8月13日までに申請を)中小企業は1店舗当たり35万円〜105万円。大企業は1店舗当たり上限280万円。店舗の事業規模に応じて額を決定。	時短要請コールセンターかごしま ☎099-295-0286 (9:00〜17:00平日)
給付(国県)	月次支援金 県事業継続一時支援金給付事業	国の「月次支援金」は、本年4月以降の緊急事態措置やまん延防止等重点措置により休業又は時短営業を行う飲食店と直接・間接の取引があり、又はこれらの地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたことにより、(旅館業、農漁業等の)売上げが50%以上減少した中小法人等20万円、個人事業者10万円を給付。令和3年4月分・5月分は8月15日まで、6月分は8月30日までに申請を。 県の「事業継続一時支援金給付事業」は、国の「月次支援金」の対象とならない事業者を対象に、事業全般に幅広く充当できる支援金を給付します。令和3年5月又は6月の事業収入が前年又は前々年同月比で50%以上減少した中小法人等に上限30万円、個人業者に上限15万円を給付します。但し時短要請協力金の支給対象の飲食店を有する事業者は対象外です。問合せは当面は「コロナ相談かごしま」にて下さい。	月次支援金事務局 相談窓口(申請者専用) ☎0120-211-240 (8:30〜19:00、土日祝日含む) 県事業継続一時支援金 コロナ相談かごしま ☎099-833-3221
助成(市)	市宿泊施設等新型コロナウイルス対策支援補助金	安心安全な観光地域づくりのため衛生対策強化に補助金を交付。宿泊施設業者、貸切バス業者、タクシー事業者が対象。受付:令和3年4月1日〜令和4年1月31日	観光プロモーション課戦略係 ☎216-1510
助成(国)	雇用調整助成金(コロナ特例)	事業主が労働者を解雇等せず雇用の維持に努めた中小企業への助成率は4月末まで100%。5月〜8月は90%。労働者1人あたり助成上限額が4月末まで日額15000円、5月〜8月は日額13500円。月末後2か月以内に申請を。	鹿児島労働局職業対策課 ☎219-8713
助成(市)	雇用維持支援金	第3期(令和3年1月〜3月の休業分)は7月31日までに申請を。第4期(同年4月〜6月の休業分)は10月31日までに申請を。国の雇用調整助成金の支給決定額の15%を支給。	雇用維持支援金専用ダイヤル ☎803-8671
助成(国)	産業雇用安定助成金	コロナの影響で事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、出向により雇用を維持する場合、出向元と出向先の事業主に助成を行う。	鹿児島労働局職業対策課 ☎219-8713
貸付(国)	政府系金融機関による融資	日本政策金融公庫(特別貸付、マル経融資)、商工中金(緊急対応融資)、いずれも特別利子補給制度により3年間実質無利子。	日本政策金融公庫 ☎0120-154-505 商工組合中央金庫 ☎0120-542-711
貸付(県)	県新型コロナウイルス関連事業継続支援資金	融資限度額4000万円、保証料率年0.1%、融資期間10年以内(内据置き60月以内)	県中小企業支援課 ☎286-2946
貸付(市)	市経営安定化資金と金融相談	融資限度額3000万円。危機関連保証・保証料全額補助、融資利率0.2%引下げ。セーフティネット保証対応・保証料4/5補助、資金繰り等に対する相談と4号5号等の認定	市産業支援課金融係 ☎216-1324
猶予(国県市)	税の徴収猶予の特例制度	コロナの影響で事業等に係る収入に相当の減少がある場合、徴収を猶予。最長1年間、無担保かつ延滞金なし。国税→鹿児島税務署 ☎255-8111 自動車税関係→☎805-7246 県税ほか→☎805-7242、市税→納税課☎216-1191	
猶予(国県市)	法人市民税・事業所税の申告期限延長	コロナの影響を受けて、必要書類を申告期限内に提出できない場合は、申告期限を延長できる。国税→鹿児島税務署 ☎255-8111 県税→県地域振興局 ☎805-7221 市税→市民税課☎216-1172	

事業更新

事業内容更新

新規案内

受診・相談センター〜症状があり、受診する医療機関に迷う場合に相談を〜  
①平日...☎099-216-1517(8:30〜17:15)  
②土日祝・夜間...☎213-9200(キタゾノクリニック) ☎080-8742-3026(米盛病院) ☎080-8372-7676(新成病院) コロナ相談かごしま☎833-3221

新型コロナウイルスワクチン接種:コロナワクチンコールセンター☎833-9567  
60歳〜64歳(6月30日〜)、55歳〜59歳(7月19日〜)、50歳〜54歳(7月26日)、45歳〜49歳(7月26日〜8月2日)、40歳〜44歳(7月26日〜8月9日)、35歳〜39歳(8月2日〜16日)、25歳〜34歳(8月2日〜23日)、12歳〜24歳(8月2日〜30日)の順で接種券が送付されます。